

議案第2号参考資料1

利根町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
第1条から第20条の3 省略 （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤	第1条から第20条の3 省略 （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）、12月に支給場合には105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額</u> (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤

議案第2号参考資料2

利根町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
第1条から第20条の3まで省略 （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）</u>、<u>12月に支給場合には105（特定幹部職員にあっては、100分の125）</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤	第1条から第20条の3まで省略 （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤

<u>勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額</u> 3～5（略） 第22条以下 省略	<u>勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額</u> ____の総額 3～5（略） 第22条以下 省略
---	--

議案第 2 号参考資料 3

利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 3 条関係）

現行	改正案
第 1 条から第 4 条まで省略 （期末手当） 第 5 条 特別職の期末手当の額は、給与条例第 20 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 162.5」 と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。 第 6 条以下 省略	第 1 条から第 4 条まで省略 （期末手当） 第 5 条 特別職の期末手当の額は、給与条例第 20 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは、6 月に支給する場合には「100 分の 162.5」、12 月に支給する場合には「100 分の 167.5」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。 第 6 条以下 省略

議案第2号参考資料4

利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
第1条から第4条まで省略 （期末手当） 第5条 特別職の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは、6月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。 第6条以下 省略	第1条から第4条まで省略 （期末手当） 第5条 特別職の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」 と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。 第6条以下 省略

議案第2号参考資料5

利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案																
第1条から第6条まで省略 （給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td>375,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>422,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>472,000円</td></tr> </table> 2・3 （略） （給与条例の適用除外） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年利根町条例第1	号給	給料月額（円）	1	375,000円	2	422,000円	3	472,000円	第1条から第6条まで省略 （給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td>376,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>422,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>472,000円</td></tr> </table> 2・3 （略） （給与条例の適用除外） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年利根町条例第1	号給	給料月額（円）	1	376,000円	2	422,000円	3	472,000円
号給	給料月額（円）																
1	375,000円																
2	422,000円																
3	472,000円																
号給	給料月額（円）																
1	376,000円																
2	422,000円																
3	472,000円																

1号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の162.5」
_____とする。

第9条 (略)

1号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは、6月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」とする。

第9条 (略)

議案第2号参考資料6

利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案
第1条から第7条 省略 （給与条例の適用除外） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年利根町条例第11号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは、<u>6月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」とする。</u> 第9条 （略）	第1条から第7条 省略 （給与条例の適用除外） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年利根町条例第11号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の165</u>」 _____とする。 第9条 （略）

議案第 2 号参考資料 7

利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則）

現 行	改 正 案
	附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条並びに附則第 3 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 2 第 1 条の規定による改正後の利根町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第 3 条の規定による改正後の利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第 5 条の規定による改正後の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。 （給与の内払） 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の利根町職員の給与に関する条例、第 3 条の規定による改正前の利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第 5 条の規定による改正前の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。